平成24年3月甲良町議会定例会会議録

平成24年3月23日(金曜日)

◎本日の会議に付した事件 (議事日程)

| • | | - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|-----|--------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 議案第6号 | 甲良町税条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 | 議案第7号 | 町長の専決事項の指定の一部変更について |
| 第 4 | 議案第8号 | 甲良町債権の管理に関する条例 |
| 第 5 | 議案第9号 | 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第10号 | 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部 |
| | | を改正する条例 |
| 第 7 | 議案第11号 | 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第16号 | 平成23年度甲良町一般会計補正予算(第6号) |
| 第 9 | 議案第17号 | 平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 第10 | 議案第18号 | 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補 |
| | | 正予算(第1号) |
| 第11 | 議案第19号 | 平成24年度甲良町一般会計予算 |
| 第12 | 議案第20号 | 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計予算 |
| 第13 | 議案第21号 | 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 第14 | 議案第22号 | 平成24年度甲良町介護保険特別会計予算 |
| 第15 | 議案第23号 | 平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計予算 |
| 第16 | 議案第24号 | 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予 |
| | | 算 |
| 第17 | 議案第25号 | 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算 |
| 第18 | 議案第26号 | 平成24年度甲良町下水道事業特別会計予算 |
| 第19 | 議案第27号 | 平成24年度甲良町水道事業会計予算 |
| 第20 | 意見書第1号 | 環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に関する意見書(案) |
| 第21 | | 議員派遣について |
| 第22 | | 委員会の閉会中における継続審査および調査について |
| | | |

◎会議に出席した議員 (11名)

| 1番 | 阪 | 東 | 佐智男 | 2番 | 野 | 瀬 | 欣 | 廣 |
|----|---|-----|-----|----|---|---|---|---|
| 3番 | 西 | JII | 誠一 | 4番 | 濱 | 野 | 圭 | 市 |
| 5番 | 木 | 村 | 修 | 7番 | 藤 | 堂 | _ | 彦 |
| 8番 | 丸 | Щ | 恵二 | 9番 | 金 | 澤 | | 博 |

10番 山 田 壽 一 11番 西 澤 伸 明

12番 建 部 孝 夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町 長 北川 教 育 長 内 光 三 豊 昭 堀 総務課長 浩 会計管理者 昇 山本 貢 Ш 本 金田 教育次長 長 和 税務課長 建 部 真理子 企画監理課長 米 田 義 正 人権課長 中 進 山 茶木 水道課長 作 夫 建設課長 林 若 昭 嘉 保健福祉課長 川嶋 幸 泰 住民課長 中 Ш 愛 博 呉竹センター館長 保健福祉課参事 奥川 喜四郎 片 尚 聡 阪東 直売所準備室長 克 美 総務課参事 間 忍 陌 長寺センター館長 大野 政 士 子育センター所長 奥 村 晃 子

◎議場に出席した事務局職員

事務局長大橋久和書記宝来正恵

(午前 9時25分 開会)

○建部議長 ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成24年3月甲良町議会定例会第4 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 藤堂議員および10番 山田議員を指名いたします。

次に、日程第2 議案第6号から日程第5 議案第9号までを一括議題といたします。

各議案につきましては、総務民生常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

西澤委員長。

○西澤総務民生常任委員会委員長 お手元にお配りしている総務民生常任員会 審査報告書を読み上げまして報告にかえさせていただきます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会 議規則第77条の規定により報告します。

審査結果。

事件の番号、議案第6号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

原案可決。

議案第7号 町長の専決事項の指定の一部変更について。

議案第8号 甲良町債権の管理に関する条例。

議案第9号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記は、すべて原案どおり可決いたしました。

続いて、審査経過です。

議案第6号 甲良町税条例の一部を改正する条例について。

第95条のたばこ税率の引き上げは、たばこそのものは上がらない。町の税収が増えるように見える。税収の算定はされているか。また、第22条の年額500円引き上げの目的はとの問いに、平成23年度の喫煙本数見込みで計算すると、660万6,000円の増収見込みで、500円の加算は地方公共団体が実施する防災のための施設に必要な財源確保のためとのことであった。

その他にも質疑があった。

議案第7号 町長の専決事項の指定の一部変更についておよび議案第8号

甲良町債権の管理に関する条例について。

今回の改正は300万円以下の債権となっている。水道料7件、住宅使用料5件、住宅新築資金52件の滞納額の内訳はとの問いに、すべて100万円以上の滞納件数であり、水道料と住宅使用料、水道料と住宅新築資金を合わせると200万円以上になるとのことであった。

水道料と住宅使用料と住宅新築資金を合わせて300万円以上とするのか、個別に整理するのかとの問いに、水道料と住宅使用料、水道料と住宅新築資金を合わせて整理することもあるとのことであった。

運用にあたっては慎重に進めるということだが、このことの予想される内容はとの問いに、町が町民を訴えることになるので、条例が出たから即裁判手続とは思っていない。ただ、その中で裁判所との手続の段階で相手が不服申し立てをされたときには、それと同時に裁判手続に入る。そうなると、議会の議決までに手続に入ることになるので、専決事項等の債権の管理に関する新規条例を今回お願いして支払い督促手続等を進めていきたいとのことであった。

住宅新築資金の滞納件数はとの問いに、全体の滞納数は70件で、そのうち100万円以上は52件とのことであった。基準は300万円と決めているが、目的ごとに引き下げということも考えていないのかとの問いに、上限を300万円と決めているので、先に手を打って町民の負担にならないよう、できるだけ分納していただくことを考えているとのことであった。

債権の放棄について、当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、町長が勝訴の見込みがないものと決定したときとあるが、決定の仕組みとはとの問いに、町長を含め関係課長会議、徴収対策委員会等で協議し、最終的には町の顧問弁護士の判断等を含め決定するとのことであった。

その他にもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第9号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

保険料段階の人数についてとの問いに、本年度賦課段階では、第1段階では45人、第2段階では324人、第3段階では224人、第4段階では898、第5段階は430人、第6段階は84人、第7段階は34人とのことであった。また、地域支援事業の負担割合についての問いについては、予算決算常任委員会で報告したとおりとのことであった。他に低所得者対策についての問いについて、特定施設入居者介護サービスで保険料1から3段階の被保険者について、食費、居住費の負担軽減を行っているとのことであった。

その他にも、いろいろ質疑、指摘があった。

以上です。よろしくお願いいたします。

○建部議長 以上で、総務民生常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、日程第2 議案第6号 甲良町税条例の一部を改正する条例を 議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 11番 西澤です。

今回の改正点で、たばこ税の税率は、町が引き上がった分、県税分を引き 下げるとしたため、税額は同額で問題なしと考えます。

次に、付則第22条の26年度から35年度までの10年間限定とは言いますが、東日本大震災の復興資金や町の自治体の防災計画の充実など、この点についても意味合いがあいまいも含めて国民に負担を押しつけるというものになっています。以下の理由で容認できないことを述べたいと思います。

年間500円という金額が少額という理由でもよしとできないものであります。それは、その考え方の基本が現実から見て全く間違っていることを指摘せねばなりません。国民や労働者の所得は減り続ける一方で、資本金10億円以上の巨大企業の内部留保は、この10年間で増え続けています。それは、これら巨大企業の法人税率を引き下げてきたからにほかなりません。今、アメリカ、ヨーロッパの大富豪たちが、我々に増税をと、1人ならず組織やグループをつくって声を上げ、政治に働きかけ、オバマ大統領がこのほど大富豪への増税方針を明らかにしている方向とは全く逆行していることです。

2つ目に、政府は復興財源や防災財源というものの法的根拠、担保が明確に示されていません。国民に大震災復興財源の防災財源の負担を強いる以上、 枠組みを、法的根拠を国民に示すべきでないかと思います。

以上で、反対理由といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第3 議案第7号 町長の専決事項の指定の一部変更について を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 11番 西澤です。

議案第7号、第8号を読んだときの感想は、日常的に行政上で起きる諸問題に関して、町幹部職員が的確な協議を行っているだろうかという疑問と重なったことであります。今議会審議を通じてもその疑問は払拭できていませんでした。この条例および指定の改正で、前提としている甲良町行政がみずからの町民を法的手段で訴えるという事態は極めて慎重でなければなりません。同時に、公平公正な秩序を守る上で毅然と対応しなければなりません。私は、この専決事項の指定が300万以下の金額に範囲を定めたことで、安易に流れない保証、歯どめ策を甲良町行政で確認することができませんので、その規則なり、成案をつくる必要を感じています。提起をしたいと思います。

また逆に、請求すべき税や料金、代金等をあいまいにしてきた経緯は克服できたのか、疑問が残ります。滞納問題克服の大前提となるものは、町民の暮らしに思いを深く心を寄せることだと思います。さらに、300万以下であれ、300万以上であれ、対応の基準が変わるものではありません。運用にあたっての慎重さを求めて、このもともとの債権は甲良町行政が毅然として機敏に対応する業務であることから、一方、慎重な対応を求めた上で賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(替成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第4 議案第8号 甲良町債権の管理に関する条例を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 11番 西澤です。

300万円以下の債権に限らず、債権確保のルールをこの条例に特化して制定することについては前向きなものであり、賛成するものであります。過去を見ますと、この町が持つ債権は、同時に町民の財産であるにもかかわらず、実務上のルーズさ、初歩的なミスが少なくなく暴露、私も発見しました。なぜそんな初歩的なミスを繰り返すのか、根本的な総括はまだ見受けられません。条例が新しく制定されようとも、運用は町長をはじめ職員の人であります。私は改めて議会と議員が行政の見張り役、対等で、お互いが独立し、おかさず、おかされず、建設的な緊張関係でありたいと願わずにはいられません。

これは、第7号議案と関連して提出されましたが、独自の課題、いえ、この管理が基礎になることを考えて賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(替成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第5 議案第9号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例 を議題といたします。

本案に対する討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

介護保険事業の第4期の事業展開を分析をしますと、また、甲良町が県下の中で一番平均寿命が短いことなどを考えるならば、第5期の事業はうんと保健福祉の事業、そして、早期発見、早期治療、介護にかからずにも済む元気な高齢者、いえ、高齢者だけではありません。成人も含めて、子どもさんから健康な町民づくり、こういう方向がなくてはなりません。この詳しい内容は一般会計のところでも基本の点で、私、意見を述べますので、この介護保険条例が県下一番、パーセンテージにしても、それから実額にしても大幅

な引き上げとなって容認することはできないことを表明して反対討論といた します。

〇建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、日程第6 議案第10号および日程第7 議案第11号までを一括 議題といたします。

本案について、産業建設文教常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、産業建設文教常任委員会の審査報告を求めます。

西川委員長。

〇西川産業建設文教常任委員会委員長 配布された書面を読み上げ、報告とさせていただきます。

産業建設文教常任委員会報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会 議規則第77条の規定により報告します。

議案第10号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を 改正する条例。

議案第11号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

2 案とも原案のとおり可決されました。

審査経過を報告させていただきます。

議案第10号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を 改正する条例。

開設時間を超えて利用する場合はどの程度の制限があるかとの問いに、通常は午後6時を超えて最大7時までの延長とし、休業中は早朝についても7時30分から8時とするとのことであった。また、月額1,000円の算定基準はとの問いに、近隣町の状況や幼稚園の預かり料等を踏まえ決定したとのことであった。

現在の延長利用者数はとの問いに、早朝利用者は東児童クラブ29名中5名、西児童クラブ16名中2名、夕方の延長利用者は、東29名中15名、西16名中10名とのことであった。

そのほかにも質疑があった。

次に、議案第11号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。 道路占用料は、国・県も同額かとの問いに、国・県と同額であるが、国・ 県の法令条例に基づいて町も合わせて行うので、最終的には町の判断で決定 するとのことであった。

使用者側から町に対して数の報告があるか。また、占用料はNTT、関電のほかにあるかとの問いに、1年に1回まとめて報告を受けている。変更があれば現場確認している。看板については、基本的に道路に広告、看板を立てることは認めていないとのことであった。

そのほかにも質疑があった。

以上でございます。

- **〇建部議長** 以上で、産業建設文教常任委員長の審査報告が終わりました。 ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 委員長にお尋ねいたしますが、常任委員会の審議に傍聴しておりました。その中で、ここに書かれています延長保育の時間限度6時ということでありますが、きょうびの保護者の働く状況、それから、勤務の終了時間等、非常に長期にわたる方も多数おられます。そこで、こういう制限を設けて、それを超える場合1,000円ということについてはいかがなものかという疑問を呈する意見も出されています。それについての、町としてはどういう見解、つまり制限をある時間帯を引いて、それから超える利用者については1,000円を今回基準を定めるわけですけども、その分についてはどういうような考え方を町は持っておられたのか、お聞きしたいと思います。
- 〇建部議長 西川委員長。
- **〇西川産業建設文教常任委員会委員長** 町の見解ということですか。ちょっと そこまで今の段階では、私、聞き及んでいませんので答えられません。
- 〇建部議長 西澤議員。
- ○西澤議員 町の見解を聞いているわけではなくて、委員会の中で町がそういう表明なり、その事態についてどう考えているかという表明ですね。委員会の中での審議の中で質問や協議をされているわけで、その協議の内容がどんな内容があったのか。もしなければ、委員長はそのことについてどういう見解を持っておられるか、お聞かせください。
- 〇建部議長 西川委員長。

- ○西川産業建設文教常任委員会委員長 この1,000円に関しまして、この程度のものならとらなくてもというような話があったのは事実ですが、やはり決めは決めとして、私は1,000円という算定基準に従って徴収することが妥当だと思います。
- **〇建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第10号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 子どもの家の設置、管理に関する条例の一部改正でありますが、 この利用料についても、発足当時大変高いものでありました。そのため利用 したくても利用できないという親御さんの、保護者の声が沢山聞かれたわけ であります。

そして、その後、利用料は引き下げられました。しかし、その分賃金が引き下げられる一方で、長期の労働を強いられる、過密労働を強いられる、こういう状況の家庭が増えています。そういう中での6時制限、もちろん6時までに誰もの親がもっと早く帰って子どもと接したい、温かい家庭をつくりたいというのは誰もの願いであります。そういう点でも、この6時を基準にして1,000円の引き上げ、基準の設定というのは、私は容認できません。また、一般会計との関連でも詳しく述べたいと思います。

以上で、反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(替成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

委員長報告の中にもありますように、この道路占用料の決定は、最終的には町の判断で決定するとなっています。そういう見解が示されました。もちろん国交省や県が指導をしているのも事実だとわかりました。しかし、NTTや関西電力は大企業であります。そして、電柱の使用料は以前から私も収入の部の1つとしてきっちりと本数を町が確認をし、そして、占用料として徴収すべきと訴えてまいりました。

今回、地代が引き下がった、こういう理由から国・県の指導に基づいて引き下げるというのは、町が独自で判断をするというものの、独自で判断していない証拠だと私は思いまして反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第16号から日程第19 議案第27号までを一括 議題といたします。

本案については予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、そ の報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

金澤委員長。

○金澤予算決算常任委員会委員長 本委員会に付託された予算決算常任委員会 審査報告書を、朗読をもって報告いたします。

平成24年3月23日 甲良町議会議長 建部孝夫様。

予算決算常任委員会委員長 金澤博。

予算決算常任委員会審查報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会 議規則第77条の規定により報告します。

審查結果。

事件の番号、審査結果、こういうぐあいで報告いたします。

議案第16号 平成23年度甲良町一般会計補正予算(第6号)、原案可

決であります。

議案第17号 平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)、 原案可決。

議案第18号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 予算(第1号)、原案可決。

議案第19号 平成24年度甲良町一般会計予算、原案否決。

議案第20号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第21号 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第22号 平成24年度甲良町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第23号 平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計予算、原案可決。

議案第24号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、 原案可決。

議案第25号 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算、原案可決。

議案第26号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号 平成24年度甲良町水道事業会計予算、原案可決。

審查経過。

議案第16号 平成23年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。

新築資金会計への操出金の合計はとの問いに、平成22年度末で6,62 1万4,466円であるとのことであった。

除雪委託の増額について、甲良町の国の支援の対象なのかとの問いに、除 雪経費は特別交付税の対象となるとのことであった。

せせらぎの里整備の内容はとの問いに、遊歩道の整備で国の補助対象分と のことであった。

町道新設改良工事費の減額理由はとの問いに、震災による国からの減額と のことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第17号 平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

システムの変更業務の補助金の根拠と何社かの見積もりをとっているかとの問いに、1社の見積もりとなっていて、国から定額分275万円プラス平成23年8月の被保険者数で1人当たり7円の補助金をいただいているとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第18号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 予算第1号。 歳入の元利収入が減額となった理由と、滞納繰越の減額補正は一般会計を 圧迫していると思うが、その見解はとの問いに、元利収入については年度末 による実績見込みによる減となった。また、一般会計からの繰り入れについ ては、実質収入が減になることにより一般会計から補填したとのことであっ た。

滞納整理には思い切った施策が必要で条件変更も考慮するようにとの問い に、毅然とした対応をしていくとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第19号 平成24年度甲良町一般会計予算。

歳入の部。

地方交付税 5,000万円減はどのような状況かとの問いに、普通交付税の減は法人税収が伸びていることから一定の収入が確保できているので国の予測による減とのことであった。

道路占用料の内訳はとの問いに、占用料の改正による減額となるが、その 他新設の電柱の増、仮設的な占用分も含んでの予算計上とのことであった。

地籍調査事業の補助内訳および事業の内容はとの問いに、国から2分の1補助446万6,000円、県から4分の1補助223万3,000円とのこと、また、呉竹地区の測量後の最終作業、長寺地区6工区のうち平成24年度第1工区12ヘクタールの地籍調査をするとのことであった。

緊急雇用の職種内容はとの問いに、中学校の教育相談事業、発達支援事業、 放課後の児童クラブ保育支援事業、公有財産の台帳整備の業務委託事業によ る緊急雇用とのことであった。

歳出の部。

不当要求対策官賃金の実績内容と今後の方針はとの問いに、不当要求は各課より要請があり、毎月3件から多いときは7、8件の相談があった。不当要求は予測できない。今後苦情の出ない明るい町になれば廃止もできるが、現状では予想できないから不当要求対策官はお願いしたいとのことであった。

廃止路線代替バス運行補助金の関係で、湖国バスから利用実態の報告があるのか、それと時刻の見直しをすれば利用者は増えると思うがとの問いに、 湖国バスに2月より年6回程度報告をもらうように依頼している。時刻については検討されているがうまくアクセスできないとのことであった。

町税前納報奨金はいつまで続けるのかとの問いに、平成24年度は同額の率で計上しているが、平成25年度は町県民税については廃止を考えている。固定資産税については限度額と率を段階的に下げて、県下の状況を踏まえ最終的には廃止を考えるとのことであった。

新たな出会い支援事業の委託先は、近隣のイベント会社なのかとの問いに、

大阪、京都を中心にイベントを企画する業者もありますが、町に登録している業者においてプレゼンテーション等により選考していくとのことであった。

電算システム更新業務委託の業者の選定方法はとの問いに、甲良町の現在 利用しているシステムパッケージの構築、各種設定、データ移行等に多大な 時間、期間、経費も必要ということから、現在の業者との更新を思っている とのことであった。

せせらぎの里整備工事の具体的なビジョンとはとの問いに、昨年のプレオープンにより経営の体験、出荷の課題が具体的に見えてきた。来年の交流館の建設、オープンにつなげていきたい。過去の経営から考えると改善もしてきたので、これを基本に出荷者の積極的な勧誘や振興を図っていきたいとのことであった。

具体的な計画が見えてこないがとの問いに、せせらぎの里は平成18年から計画されていた。当初、総事業費が7億3,000万円で計画されていた。 大幅な縮小見直しを考え、進んできた。国・県の補助金が24年度までなので、そのような補助金を活かしながら工事費を半分に抑えている現状である。 甲良町に特産品のないのが大きな課題であり、生産者に協力を願っているとのことであった。

町商工会補助金が減額となっている。減額理由はとの問いに、本町における財政状況からいろいろな補助金の減額をお願いしている。新たな事業については要望があれば予算計上もしてきた経緯もあるのでご理解をとのことであった。

文化財保護費の印刷製本費の歴史編纂とは何か、また、印刷部数はとの問いに、古文書撰下巻として1冊1万9,000円の100冊分であるとのことであった。

消防団の班長報酬は何名分かとの問いに、従来は8名であったら、消防団の組織の充実を考え、班長を5名増員して13名分の報酬を計上したとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

反対討論。

ハード面や建設は遅らせても農業施策の充実で地元産品が安定的に供給できる体制をつくる。現在の施設で運営されて十分な検討がされてから踏み切る必要がある。いろんな施策で減額され町民負担が増えてくる。建設は少々待ってもらって暮らしの充実の点で重点を置いていただきたい。

兆の商工労働行政に対して、厳しい景気の中で補助が減ったことに見直しをしてもらえないのか。せせらぎの里の建築に関し、方向性や計画、しっかりしたビジネスプランを立てて、もう少し時間をかけてから再スタートした

らどうか。町税の前納報奨金について、厳しい経済状況の中、町内の零細企業は頑張っていることを考えていると、それも見直していただきたい。

賛成討論。

行政としては厳しい財政状況の中、各補助金の配分については全体的に削減もされていると思う。交流村計画も縮小され、現在ではせせらぎの里こうらの建設整備事業に工夫をされている予算配分であるとの思いであり賛成する。

議案第20号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

滞納繰越金の計上の根拠と克服の基本方針はどのように立てているのかとの問いに、平成19年、20年、21年の平均をとって計上した。今後の方針は、少額なものについては納税相談を行いながら地道に対応していくとのことであった。

国庫支出金と共同事業交付金が減額となった根拠はとの問いに、国庫支出金の減額は平成22年度の医療費実績ベースでの予算で組んでいる。昨年は少し当初予算が多く組まれていた。国庫支出金は、平成23年度で34%という国の計算だったが、24年度から32%になった。その埋め合わせとして県の補助金で増額となった。23年度は7%だったのが24年度は9%になった。それと、共同事業交付金が減額になったが、実績に基づいて連合会からの提示された金額を上げたとのことであった。

滞納繰越金の回収は難しいが、滞納繰越分で計上している根拠はとの問い に、平成23年度1月の滞納額に3年間の滞納分収納率の平均の率で計算し たものを計上したとのことであった。

保険証の発行資格書も検討していただきたいとの問いに、資格証明書の発行は、本人と納税相談に来ていただくきっかけにできればとの思いで行っているもので、話ができ次第、適切に交付するようにしているとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第21号 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

普通徴収は何名かとの問いに、総額の8割が特別徴収、2割が普通徴収、 数については、昨年においては特別徴収が967名、普通徴収が75名との ことであった。

滞納繰越分はどれだけあるかとの問いに、保険料の滞納は13万1,576円、20年から22年まで4件、2万4,136円、23年度分19件、10万7,440円とのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑や指摘があった。

議案第22号 平成24年度甲良町介護保険特別会計予算。

歳入は介護保険の値上げを反映した予算計上かとの問いに、予算編成は、

11月時点の調定で計上した。値上げ分は反映していないとのことであった。

保険給付費の1,300万円増は一般会計から補填すればいいのかとの問いに、9割が保険負担、1割が本人負担、介護保険法について負担割合があるので制度上できないとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第22号 平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

歳出の借入金の返済は終わっているのかとの問いに、起債については先に 繰り上げ償還しているとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第24号 平成24年度甲良町住宅資金等貸付事業特別会計予算。

歳入で貸付の滞納額のどれぐらいを計上しているかとの問いに、実績から 言うと5.23%だが、予算ベースで11.03%を目標で計上したとのこ とであった。

滞納額の改革をしていく必要があると思うがとの問いに、方針、方向は少しずつ相談しながら進めていきたい。徴収の償還が終わる段階をめどに法的対応を含めた対応を検討していくとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第25号 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

この会計は、財産管理が主体となっているので、総務課か企画監理課が担当すべきだと思うがとの問いに、今、地籍調査に入っていて、特に同和対策事業との深い関係があるので、当分の間は今のままでいくとのことであった。

土地売払の400万円の算出根拠はとの問いに、今年度の目標額で4カ所の予定をしているとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第26号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計予算。

現在の水洗化率と今年の目標はとの問いに、今は61.2%で、今年の目標は65%とのことであった。

一般会計繰入金のその他分はどのようなものかとの問いに、下水道会計の 収支の不足分で、主に公債費の普通交付税 50%程度参入された残りの部分 と人件費等とのことであった。

受益者分担金141万2,000円の内訳とはとの問いに、平成24年度の対象は3件で接続予定者も含めて10件分を計上しているとのことであった。

公債費元金の定期償還分が2億1,425万2,000円である。これはいつまで続くのかとの問いに、下水道の繰り出しが一般会計の運営を圧迫す

るので、その分の軽減を図るために資本費平準化債を毎年発行していく。この起債については償還が15年程度。工事に係る起債の償還期限は30年とのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第27号 平成24年度甲良町水道事業会計予算。

給水口数2,800口には休栓も含まれているのか、また、現在の有收率はとの問いに、休止分約200口が含まれている。有收率は1月末現在で86.62%であった。

公共施設無償給水175万9千円の収入先はとの問いに、各集落の公民館等83カ所の公共施設の基本料金10トンまでの代がえとして一般会計から入っているとのことであった。

水道の耐久年数はとの問いに、水道管の管種ごとに耐用年数があり、鋳鉄管は40年、塩ビ管は30年とのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

以上で、報告を終わります。

〇建部議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。 ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第16号 平成23年度甲良町一般会計補正予算(第6号) について、討論はありませんか。

西濹議員。

〇西澤議員 11番 西澤です。

議案第16号について討論いたします。

住新会計への繰り出しが続き、累計で6,600万を超したことが報告されています。漫然と過ごしてはならないということを改めて強く思う次第であります。

根本的な改善のためにも、借りたものは返すという当たり前のルール、公 平な行政を確立する上でも特別体制事業は終わったことを、住民合意を進め る必要があります。行政はその先頭に立たねばならないことを強く要請して おきたいと思います。

今回の補正が年度末の調整の意味合いが強いもので、補正という限定的な範囲で賛成をするものです。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

それでは、議案第17号 平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算 (第2号) について、討論はありませんか。

西澤議員。

- **〇西澤議員** 介護保険事業をめぐってはさまざまな要望や意見があります。今回、補正予算という限定の範囲でありますので、賛成討論といたします。
- **〇建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(替成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会 計補正予算(第1号)について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

第18号については、一般会計の補正予算とも連動しています。補正予算は賛成をしましたが、そのもとになる住宅新築資金の会計、運営をめぐって、 やはり指摘をしなければなりません。一般会計からの繰り出しが6,600 万円以上に食い込んで一般会計を圧迫している現状であります。

シミュレーションによれば、この返済金を一般会計に繰り出しができる。 つまり償還ができる時期が、当初の計画からずれ込んでいます。このずれ込 みを早く補正をして、町民にもともとの財産であります新築、そしてそのも とで借りた借入金はきっちりと返済をしてもらう、こういう立場で行政が臨 んでもらう必要があります。

同時に、経済的な状況で返済が困難というのは実態として見受けられます。 そういう方々についての分割や、それから条件変更の形式をきっちりと確立 をしてこの克服をすべきだということで、もとになる住新会計の補正予算に ついて反対いたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、15分間休憩いたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第19号 平成24年度甲良町一般会計予算について、討論は ありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

議案第19号について、反対討論をいたします。

私も予算の修正案を提出しようとして挑戦をいたしました。しかし、款項目のそれぞれの調整、整合性を計数上ですることができずに、今回断念をさせていただきました。

しかし、挑戦して非常によかったというように思っています。つまり、私がこれから述べる対案についての中身を修正という形で表現をしようとしたことであります。そして、予算の組み方、財政の仕組みの一端、一部でありますけども、理解ができました。眺めているだけではなかなかわからない。しかし、款項目、そして、節のそれぞれのところでの増減を見ようとするといろんな点で制度上の壁が議員の中にはあるということも明らかになりました。それで、私はこの反対討論の中でどういうような予算にすべきかという

ことも含めて討論を行います。なお、予算の中心をなすと思われる事項に絞ったものといたします。

私は、北川町政の前進面、積極面を率直に評価するものであります。それは第一に、官製談合、不正取水に対し、刑事告訴、告発に踏み切ったことであります。刑事責任を問わねばならなかった事案が明確になったにもかかわらず、町行政が毅然とした対応をとらなかった過去と比べるならば、質的な前進と評価しています。この2つの事件とも町民の財産、税金を不正にかすめ取る行為であり、それを許さないとした立場を明確に示したことです。

また、暮らしと営業を直接応援する施策では、家計と中小建設業の仕事興 しとなる住宅リフォーム補助制度を昨年度創設し、24年度も続いて実施し、 手続なども簡素化し、枠も広げるとしていることです。

これらの前進面が評価される一方で、来年度の予算編成の重点をどこに置いたのかという視点で見るならば、次のことが言えます。

圧倒多数の労働者の賃金の目減りや年金の引き下げ、農業所得の減退など、 どの分野をとっても町民の暮らしは厳しいものがあり、貧困と格差はますま す深刻になっています。この責任は財界とアメリカの利益を優先させている 日本政府の間違った政治にあることは言うまでもありません。国が庶民に冷 たいからといって冷たい施策をそのまま甲良町民に押しつけることも許され ません。

中心的な課題で見ても、介護保険料の県下一番の大幅な引き上げ、基準額で4,100円から5,540円に値上げされようとしています。これは介護保険特別会計の中の限られた問題などではありません。高齢者福祉の審議会でも5,700円の素案が示されたとき、意見が続出して決定に至らず、次の審議会でも高過ぎて町民に説明できない。一般会計からちょっと出してもらって何とか大幅引き上げはやめられないかなどの意見が出されて、事務局案が示された程度の共通認識となって審議会で値上げ案が確認されたわけではありません。その上、負担軽減の行政内での検討すらされていないことがわかりました。

2つ目に、高齢者配食サービス負担金については、ご飯ありで50%の引き上げ、3つ目には、児童クラブの利用料を公平の確保という名目で延長料金1,000円の徴収が打ち出されました。定時を超えて働かねばならない保護者の心情に心を寄せない1つと見ることができます。

4つ目に、園芸作物振興支援金、支援事業費を減額させています。

これら町民の負担引き上げを求める一方で、関電とNTTの電柱占用料を 地価の値下がり、国・県の基準を理由に、町独自の判断が可能であるにもか かわらず引き下げると言います。 さらに重要な問題として、せせらぎの里こうらの施設拡大についてであります。事業主体は経営責任のめどがつかず、北川町長自身も唱えている安定して出荷できる体制が確立されておらず、見切り発車と指摘せざるを得ない直売所の交流館建設と関連する道路改良を含め2億6,100万円を投入しようとしています。

私は、本予算の反対にあたって、他の議員が主張している売り場面積を大きくとか、遊園地などが必要、また他の意見にくみするものではありません。本予算は、予算概要で述べている2億2,000万円の財源不足をこれらの箱物関連費用を優先させて、暮らし、健康、子育て、農業応援を切り捨ててしまったものと考えます。直売所、道の駅計画の問題の根本をさかのぼれば、前町長時代に基礎的な準備がないまま、町民合意も熟さぬうちに土地を議会にも明かさず取得したこと。その後、追認の議決を行ったことにあります。

このような経過を持った事業だからこそ、現状を見るならば仮オープンした現在、トイレ、駐車場整備がやがて完了することから、現在の店舗で課題としている果実、加工品、端境期の施策など、不安定材料の克服を進め、実績を積み上げ、確信を持って次の段階に進む義務が町行政にあると考えます。その当たり前の姿勢が町民の税金で成り立ち、地方自治法で規定されている自治体の役割であります。

この機会に施設拡大の矛盾、リスクについて述べます。本予算、来年度予算がせせらぎの里こうらの本格オープンをめざすことにかなりの重点を置いていることに関連して、施設拡大、交流館建設を実行に移すことについての矛盾点はリスクについて述べておかねばなりません。

準備万端で臨んだ場合であっても計画と実際は異なることから、新しい事業を開始することに不安はいつもつきものであります。しかし今、甲良町の道の駅計画が直面している不安は、漠然としたものにとどまりません。公設民営の基本線は決まっていると言えますが、1年後には本格オープンをめざすとしているにもかかわらず、中身の確たる方向も準備も整っておらず、泥縄と指摘せざるを得ません。それは、次の理由です。

まず、事業運営責任主体、経営責任者がいまだめどが立っておらず、甲良町側の運営にあたっての基本指針すら確立していないことであります。経営責任者を確立する上での町側の協議案すら決まっていません。これは民間同士の契約とは異なることを認識しなければなりません。いえ、民間同士であればあるほど、この問題はきっちりとしなければなりません。町が援助できる範囲と期間、出資割合やリスクの負担をどうするか、安全管理などをめぐってどんな契約が成立するのか、不明であります。町側の条件を簡単に受け入れてくれるとは限りません。町がかなり譲歩しなければ契約成立しないこ

ともあり得ます。建物を建設したために、オープンの時期が決まっているため十分な準備が間に合わない危険があることを考え合わせねばなりません。

一口に公設民営と言いますが、経営不振や防犯などのリスクにかかわる町 行政の責任は逃れることはできないんです。もちろん成功することもあり得 ます。しかし、現下の経済状況の中でこのようなリスクを乗り切るだけの町 民合意、生産体制などは成熟していないと判断せざるを得ないと思います。 根本的に国・県と事業見直しについて改めて本腰を入れ、交渉、協議すべき 時期にあることを決断すべきだと考えます。

また、来年度も同和特別事業体制の終結への方向性を示しておらず、甲良町が長年取り組んだ同和対策最優先の施策の総括を行い、同和対策事業の中で生じたゆがみの部分についても検証をし、公正な後始末を進める上でも、今年こそ卒業の方向性を掲げ、一歩踏み出すことを提起するものであります。

最後に一言、12日に建部議長から、この予算が本会議で否決されるようなことがあれば、補助金7,800円が削減されることになり、直売所の利益から還元できるものじゃないことなどが発言されました。また、北川町長は、閉会あいさつの中で、この予算が執行されないと町民生活に支障を来すことになるとも述べられました。

しかし、以上に述べてきたように、現実は全く逆だと考えます。道の駅、直売所拡大計画、交流館の建設関連の予算を凍結させ、いったん立ちどまり、必要な手当て、国との折衝、調整を開始し、経営責任の明確化をさせ、出荷体制の確立を図り、また、町民生活の基盤の支援を強化して町民、農業生産者が自発的、積極的にこの計画を支えられるようにすべきことを強調したいと思います。

最後に、困難な状況に直面しているとき、私たち議員はそれぞれの信条、政策に基づき、堂々と公開の場で論議することこそ選ばれた議員の責務だと信じるものであります。私は、町民の願いが一歩ずつ実現できるよう、世論を高め、働きかけ、議会の内外で尽力することを表明して、討論を終わらせていただきます。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

山田議員。

〇山田議員 10番 山田です。

私は、せんだっての委員会では、一部の問題点を指摘させていただいて反対をさせていただきました。

しかし、町長のご意見、そしてまた、行政の今後の改善に向けての姿勢や 考えが、ご説明がございましたので、私は今議会では賛成という考えを締め させていただきます。賛成討論とさせていただきます。 ○建部議長 ほかに。

濱野議員。

○濱野議員 4番 濱野でございます。

私も山田議員と同様、賛成討論をさせていただきたいと思います。以前の委員会では、本当に町の商工労働行政等々、また、せせらぎの里のことについて本当に不安を抱いておりました。1つは、商工会の補助金が2年続けて削減されたということに対して、何とか厳しい状況の中で見ていただけないかというようなことで要望をさせていただきました。

先日、商工会の役員会がございました。その旨も役員の皆様に報告をさせていただきました。先般の産業建設常任委員会、また、本日の本議会の前の町長のあいさつ等々をお聞きをいたしまして、しっかりとその辺は受けとめていただいて、9月の補正なりで、商工会が今抱えている問題、大変沢山ございます。きのうも職員が4月から4名から3名体制というようなことになりまして、とても事務局体制が3人ではなかなか難しいと。1人臨時職員を自己財源でやっていかなければ地元の中小零細企業をしっかりと経営支援をするということと、また、地域振興をしっかりやっていくという部分、本当になかなか職務が全うできない状況になってございます。本当に財源、商工会も大変厳しい中でございます。そういった中で職員を1人雇ってまでやっていかなければならないという状況まで来ているわけでございます。

そういうこともしっかりと町長の方も判断をしていただけると思いますので、町と商工会が本当に1つになりながら町が、また事業所がいろいろと、少し景気がよくなって本当に元気が出ることは町の活力につながるというふうに私は考えておりますので、ぜひともそのようなことでご理解をいただきましてお願いしたいというふうに思います。

それと、せせらぎの里の問題につきましても、いろいろと問題点は沢山ございます。あると思います。きのうも商工会の方も出資者というような形でやらせていただくというような素案が上がってきておりましたが、そういった部分もしっかりと対応していかなければならないのかなということもございますが、しっかりと、まずは方向性を町民の皆様方にはっきりとした形が早く打ち出していただけるように強く望むものでございます。

そういったことを踏まえまして、賛成討論をさせていただきます。

○建部議長 ほかに。

西川議員。

〇西川議員 3番 西川です。

私も委員会では反対したんですが、賛成討論をさせていただきます。 私、補欠選挙で当選して以来、終始一貫でせせらぎの里のことに関しまし て、失敗は許されない。成功させるためにどうするんだという話の中から経営方針、駅長問題等をずっと話をさせていただいておったんですが、いまだに方向性が見えてこないということだったんですが、けさほどの町長のごあいさつの中で、9月議会までぐらいには前向きにという形で検討されるというふうに判断しますので、賛成討論としたいと思います。

また、産建の委員会等でも我々が協力できるところはやっていきたいと思いますので、賛成討論とします。

○建部議長 ほかに。

野瀬議員。

- ○野瀬議員 私も先日の予算決算常任委員会では、せせらぎの里の今後の計画 というところが見えませんでしたので、反対させていただきましたが、その 後、町長よりせせらぎの里の思い、前向きな思いを聞かさせていただきまし た。今後、担当部長がその思いを実行していただけると考えますので、賛成 討論とさせていただきます。
- 〇建部議長 丸山議員。
- ○丸山議員 僕も委員会の方では反対の方に回ったものですけれど、けさほどの町長の答弁により、前向きな姿勢を聞きましたので、これについて今後甲良町のためにせせらぎの里にもそうですし、商工費にしてもそうなんですが、前向きな検討をしていただけるということですので、これで賛成討論をさせてもらいます。
- ○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありました。

したがいまして、原案、すなわち町から出されている予算案についての採 決をいたします。

議案第19号は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(替成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 一般会計の予算、24年度の一般会計の予算案のところで私の基本的な考えを述べさせていただきました。この国保の特別会計については、まず、軽減策がないことであります。2つ目は、資格証が原則発行しないという方針を明確にする必要があります。これは長野県と、その県下の自治体が早期発見、早期治療を中心に健康な人づくりを進め、財政的にも負担軽減を大幅に成功している例でも明らかなように、医療費が軽減される。そして、国民健康保険がその還元で軽減されるという方向に成功している事例があります。

全国的にも長野県の国民健康保険料の引き下げ率、負担率が全国一負担率が少ないことも有名でありますし、長寿の県でもあるということが報道されています。

こういうところに見習って、国民健康保険会計は国民皆保険の制度を活か す上で負担の軽減を図るべき、そして、財政の健全化を図る1つの大きな前 提となることを提案をして反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これは以前からも指摘を、意見を述べさせていただいておりますが、75歳で制度分けをする医療の体制や、そして保険料の体制も差別の体制であります。そして、この制度は現在の民主党政権が政権につく前、廃止を掲げて政権につきました。この公約も裏切っています。そういう点でも、この制度そのものも改善をさせる必要がありますし、後期高齢者の医療保険の保険料は大変だんだん引き上がってきています。しかも、それは単位の、つまり地方自治体で決めるのではなく、県の選出された議会が決めて住民と

大きく離れているところで意思決定がされています。そういうことも改善を 求めて反対討論をいたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成24年度甲良町介護保険特別会計予算について、 討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

この22号についても一般会計のところで私の考え方の基本を述べさせていただきました。介護保険の特別会計では、来年度2,400万円の不足が生じ、そして、それの財政借り入れの計画がされています。この分が引き上げ金額の総額ということで説明があったと私は理解をしています。その金額から見ても、そして、それぞれの保険者の引き上げ、そして最高料率の方々、34人と報告がありましたが、そういう少数であります。一番基準の第4号保険者のところが多くなっています。私は、全体として7段階に分類をしていても、基本のところで引き下げの方向を考えなければ、この問題は解決しないというように思いますので、反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会 計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 11番 西澤です。

この会計は終わってこそ、そして、終わった後にやってよかったと言われる会計でもございます。これは、劣悪な状況であった住環境の整備を目的とした同和対策事業が甲良町で長年進められてまいりました。そういう点では、町民の合意が最終的に整うものと思います。

しかし、今の状況の会計状況であれば、これは根底から喜べるという状況にはなりません。借りたものは返すという大前提がつくられる必要がありますし、また、特別体制が終了したことを徹底をして、その上で条件変更など、温かく、厳しい、その方針をしなければなりません。そして、完済できるように、借入金が完済できるように温かく指導、援助することを求めて反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算 について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 11番 西澤です。

議案第25号について、この会計をもとにした残地、つまり宅地造成の売払の未処分について私たちは住民とともに裁判を起こして、その不始末の点について詳しく論じてまいりました。その後、ロープを張り、少し管理の点で前進をしたというように思います。

しかし、肝心かなめのところで残地の処分についての明確な方針と徹底、 そして、私たちが求めている同和対策事業に限定をせず土地を売り払ってい く、そして事業や、そして住宅の用地として町がしっかりと方針を確立する 必要があります。

また、土地管理という点で、財産管理の責任範囲でありますので、委員会でも述べましたが、総務課への移管を進める必要を改めて提起をして反対討論とするものであります。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。 (賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 甲良町下水道事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西濹議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

この下水道特別会計については、1点であります。公共下水道負担金の地域格差の問題。これはそれぞれ負担金を納めて完了した。または分納して、今現在払い込み中という方も含めて深いところで私たちののど元に残っています。この負担の地域格差を見直すことがやはり求められています。何らか

の方法で求められねばなりません。しかも、その大前提となった同和対策事業の継続をしたのか、それとも終結をするのか、この明確なところについてもまだ明らかにされていません。そういう点でも住民合意を進める上で、また町民が納得してこの甲良町に住み続けられる、こういう状況をつくる上でも、この問題を解決する必要を指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成24年度甲良町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

〇西澤議員 11番 西澤です。

水道会計については、賛成討論といたします。その上で、この間明らかになった不正取水、これは議員宅で1件であります。しかし、その以前、7年、8年前には町の報告で3件というのがありました。そして、審議の中でも5件があったことが明らかになりました。町民の中では、決して1件ではないという疑問や不信が蔓延をしています。そういう点でも、きっちりと解決をし、そして全世帯の調査、とりわけ公的責任や公的職についている方の調査をしなければなりません。速やかに信頼回復の施策を進める必要があります。水道事業そのものの信頼をこのままでは喪失してしまうことになってしまいます。

ちなみに、水道料金については、判例で民法の2年、そして償還は民法の10年というように定められている判例があります。しかし、その運用についてはそれぞれのところで時効の申し出、これが必要だということもされています。甲良町行政がこの問題にしっかりと毅然として対応することを求めておきたいと思います。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。 (賛成者起立)

〇建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第20 意見書第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第1号 環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に関する意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

平成24年3月23日。

提出者、藤堂議員。

賛成者、西澤議員、賛成者、木村議員、賛成者、阪東議員、賛成者野瀬議 員。

〇建部議長 本意見書については、藤堂議員から提出されています。藤堂議員 からの提案説明を求めます。

藤堂議員。

○藤堂議員 意見書第1号について説明を申し上げたいと思います。

お手元に案が出ておりますので、それをご覧いただきたいと思います。

そのことにつきまして、きょうの本会議前にTPPについて農協の方から若干説明を願ったと。このことにつきましては国民みんながまだ認識されていない。国会でも議論されていないという部分が多分にありますので、こういう意見書を出していきたいというふうに思います。

それでは、その内容につきましては、この案を朗読させていただきまして 説明にかえさせていただきたいと思います。

環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に関する意見書(案)。

昨年11月11日に野田総理大臣は記者会見において、環太平洋経済連携協定(TPP)の交渉参加に向け関係国との協議に入るとの方針を表明した。 この関係国との協議は、日本の交渉参加の前提としてアメリカが求めている 事前協議と同じであり、事実上の交渉参加表明であります。

TPP交渉への参加は、農林水産業をはじめ、医療・社会福祉、金融・保険等のサービスの自由化、食品、医薬品認可の安全基準等の国内制度の規制緩和や撤廃など、国民の生命に直結し、生活にはかり知れない影響を与えるものである。

しかしながら、国民に十分な情報を提示しないばかりか、国内での多くの 反対の声を無視し、喫緊の最重要課題である東日本大震災の本格的復興がい まだ進まない中での政府の交渉参加に向けた動きは到底容認できるものでは ない。

こうした我が国の将来にかかわる重要な課題を包含していることにかんがみ、TPP交渉への参加問題については、国会において慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行い、国民の総意を得ることが必要である。

よって、国会および政府におかれては、我が国の国民生活、社会に与える 影響を十分考慮し、下記の対応を実施されるよう強く求める。

記。

1、TPPによる影響を国民に詳細に情報開示することなく、また、国民の総意を得ることができていない中で表明したTPP交渉への参加方針は即時撤回すること。

2、FTA(自由貿易協定)やEPA(経済連携協定)において我が国の 食料安全保障の観点から必要な関税による国産農畜産品の保護や、誰もが等 しく医療を受けられるための国民皆保険制度など、国民の生命に直結する重 要な制度・仕組みを堅持する方針を明確にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先はここに書いておりますように、衆参院議長、内閣総理大臣、総務 大臣ほか関係大臣あてでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 9番 金澤です。

この意見書の内容は、前回とほとんど変わっていません。したがって、私はまだ今心の整理もできていませんし、デメリット、メリット、いろいろあ

りますので、この意見書の採決には棄権いたします。退場いたします。

(9番 金澤議員 退場)

○建部議長 ほかに。

西川議員。

〇西川議員 西川です。

JA、農業者が即時撤退と反対される気持ちはわかるわけですが、日本は工業立国であるということもまた1つであります。反対することにより輸出にマイナス要因となれば、また大変なことになることも予想され、政府は今交渉前の交渉だと言っているわけですから、いま少し見守るべきだと私は判断しますので、賛否の表明をせず退席させていただきたいと思います。

(3番 西川議員 退場)

○建部議長 ほかに。

山田議員。

〇山田議員 10番 山田です。

私も二議員同様、前回も申し上げたとおり、まだまだ深い内容があると思っております。まだまだ私自身が理解できない部分もありますし、政府の説明もまだまだ伝わらない状態で賛否の判断はしかねるところでございますので、賛否には参加せず退席させていただきたいと思います。

(10番 山田議員 退場)

- 〇建部議長 濱野議員。

私もそれぞれの産業、メリット、デメリットがあるかというふうに考えます。今の時点ではいろいろな問題があろうかと思いますが、本当に項目の仕分けが一番重要でないかなというふうに思います。それで、まだこれから交渉にかかるといったとかという問題でございますので、現時点でなかなか私本人、判断をしかねますので、この賛否には退席をさせていただきたいと思います。

(4番 濱野議員 退場)

- 〇建部議長 西澤議員。
- 〇西澤議員 11番 西澤です。

私は、藤堂一彦議員の提出者に賛同をしているものでありますし、加えて、 私が強調したいことについて討論をさせていただきます。

意見書にも述べているとおりであります。全面的に賛同するものです。その上で、このTPP交渉については、アメリカの財界を代弁した米国の長年の強い要請であることであります。農業団体はじめ医療団体、中小建設業界など、国民から希望したことはありません。

2つ目に、すべての分野にわたって関税の撤廃が協議され、それが前提として交渉参加、そして、加入をするというのが基準になっています。その上で、食料安全基準など、国民を守る国内法の改定も視野に入れてアメリカは既に要望書を何度も日本政府に提出をしています。

3つ目に、交渉内容が秘密にされていることであります。農協の説明員の 方も指摘をされましたが、交渉の中身がどうであったのか、全容を知らせる ことはありません。アメリカを通じて情報が漏れた部分、ないしはマスメディアが知らせた部分のみについては私たちが知ることができますし、野田総 理も部分的に認めていることであります。

4つ目に、農業にとって壊滅的な打撃となります。農水省自身が食料自給率は13%に激減すると試算をしていることは見逃せません。政府そのものが50%の自給率引き上げ、これを目標にしていることと全く相反する方向を出しています。そして、農林漁業は、すべての源であります。命の源です。そして、私たちの原点ともなります。こういう食料自給率、そして、国民の食料を確保するという大きな課題から見ても大変な中身になります。

5つ目に、最後に、立場の違いを越えて私はこの問題で声を上げていきたいと思っています。全国町村会は、6度だったと思いますが、数度にわたって反対決議をされました。県内においては、この5日の日、さまざまな団体が加入をして結成式が大津で行われました。北川町長もその呼びかけ人の1人として町村の首長さんの名前も出されています。また、私たちもこの団体に加盟をしています。

そういう点でも、過去の立場、また現在のさまざまな立場を越える、そして、その規約の中には、この問題以外は議題としない。意見の違いを問題にしないという規約も定められています。そういうところで政府に一致協力して向かっていく必要があることを訴えて賛成討論といたします。

- **○建部議長** ほかに討論はありませんか。 丸山議員。
- **〇丸山議員** 朝、けさほど農協さんの方から説明はいただいたんですが、日本 国はまだまだ輸入、輸出になって、やはり今、僕もこの賛否に加わるという ことがちょっとできませんので退席させてもらいます。

(8番 丸山議員 退場)

○建部議長 定足数に達しております。

これより、意見書第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇建部議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第1号は可決されました。

(3番 西川議員 入場)

(4番 濱野議員 入場)

(8番 丸山議員 入場)

(9番 金澤議員 入場)

(10番 山田議員 入場)

〇建部議長 次に、日程第21 議員派遣についてを議題といたします。 お諮りをいたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第22 委員会の閉会中における継続審査および調査について を議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

〇北川町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

3月6日全協、7日開会で、今日まで非常に長い期間にわたりまして3月議会を開催をさせていただきました。今議会は、改選後初めての議会でもあり、新しい議員さんも加わっていただき、その中で大変貴重なご意見等もいただきました。この平成24年度予算については、非常に大きな財源不足が生じる中で、一般会計37億6,000万、特別会計24億3千数百万、合わせると約62億の甲良町にとっては大変大きな予算編成をさせていただいた。その中で甲良町町民、約8,000人近い住民の皆さんの乳幼児からお

年寄りまで福祉や医療、あるいは教育や産業振興、農業振興を含めて幅広い中で住民の皆さんに少しでも満足していただけるような予算編成もさせていただいた。そのように思っております。

いろんな意見をしっかりと行政の方も受けとめをさせていただいて住民の皆さんの負託に応えられるよう頑張っていく、そのための予算審議でありました。議員の皆さんのご理解をいただき、本日ここにすべての議案が可決をいただきました。大変ありがとうございました。

これから4月以降1年間、この予算を執行するにあたっては、本当に住民の皆さんが喜んでいただけるために精いっぱい努力をさせていただきたい、このような思いをしております。

先ほども一般会計の討論の中で、大変いろんな意見をいただきました。商工会の補助金についても、甲良町行政と商工会は常に私も両輪であると、このように思っております。いろんな事業に、まずイの一番に商工会にはお願いをさせていただいている部分が多々あります。そういう意味では、地域商工業の拠点である甲良町商工会、私たちも全面的にバックアップもさせていただきながら、そして応援もしていただく。ギブ・アンド・テイクの精神で今後もおつき合いもいただきたい。このような思いもいたしております。

また、地域振興、農業振興、こういう部分で金屋の地先にせせらぎの里こうら、昨年7月28日に仮オープンで直売所の建設もいたし、スタートをいたしました。今、県営工事でトイレと駐車場の工事も進めていただいております。たぶん完了検査がこの5月末ぐらいにはできるであろうというようなことから、今後は甲良町の昼間交流人口を大幅に増やす。そのための努力をし、そして、地域の活性化につなげていきたい。今、国交省、近畿整備局の方に甲良町もせせらぎの里を道の駅の認定の申請をいたしております。もうやがてそれも許可がおりてくるのではないか。多分県下で16番目の道の駅として本格的なスタートが来年3月ということになりますが、私は先頭を切って、これからその交流館建設も含めて今後のこの道の駅の運営についてしっかり一人歩きができるように取り組んでまいりたい。そういう決意をいたしており、全身全霊を傾けていきたいと思っております。

非常に皆さんから大変な意見をいただいた中で、今回はそれを真摯に受け とめもさせていただきました。ともどもに頑張っていき、そして、議論のす るところはしっかりと議論をしていただく。これが行政と議会の構成である というように私も信じておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと、 このように思います。

これから以降、いろんな行事もございます。皆さん方にはその都度ご参加、 ご出席をいただくことになると思いますが、併せてよろしくお願いを申し上 げたいと思います。

それと、最後になりますが、先ほど議員控室で2人の職員のあいさつがございました。山本総務課長、そして建部税務課長、今議会、あるいは今月末をもって退職をいたします。議員の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。今後とも、お二人とも地域の住民としていろんな角度でご協力もいただき、活躍もしていただける、そういうように思っております。そういう意味では、特に総務課長は健康に早く留意し、回復して元気になっていただきたい、そういう思いもしております。大変長い間ご苦労さんでございました。

どうも、本日は、これをもちましてあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〇建部議長 山本総務課長、建部税務課長におかれましては、今期が最後の議会となりました。今まで本当にありがとうございました。

これをもって、平成24年3月甲良町議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでございました。

(午前11時35分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定に より署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫署 名 議 員 藤 堂 一 彦

署名議員山田壽一